

■キャリアアップ措置について

株式会社ユーイーシーランゲージシステム
代表取締役 小林俊之

平成 27 年労働者派遣法改正法施行（2015(平成 27)年 9 月 30 日）に伴い、スタッフの皆様へ下記の措置について内容をご案内致します。また、内容についての詳細やご不明点がございましたら、当該事業所の担当までお問い合わせください。

スタッフの皆様へ

1 キャリアアップ支援に関する解説

改正労働者派遣法により、派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練とキャリア・コンサルティングの計画的取組が義務化されました。そのため、スタッフの皆様へ実施状況を把握して頂けるよう今後の取組方について紹介致します。

2 適用範囲

派遣業務に携わる全ての者に適用します。業務に携わる全ての者とは、開発/翻訳/通訳/事務業務、派遣/委託業務へ携わる全ての職種に従事している者も含まれます。

3 キャリアアップ支援内容

- （１） 教育訓練について
個々の従事する職種及び業務に関連した研修や、能力/経験値に応じたキャリア形成へ繋がる訓練を実施します。また開催時期（頻度）など教育訓練計画をあらかじめ定め、皆様へ提示します。
- （２） キャリア コンサルティングについて
より長期的な将来展望をスタッフの皆様と共有することを目的とした、キャリア コンサルティングに関する相談窓口を設置します。また個々の志向/能力の把握を行う機会を定期的に設け、今後のキャリアの方向性等について、相談/その他の援助を行います。
- （３） 雇用安定措置について
皆様のキャリアアップを支援するために、直接雇用の申込や新たな就業先の確保など、安定とキャリアの継続に向けた取組を実施します。また個々の志向や能力にふさわしい就業機会の確保・提供、それに応じた処遇の確保や改善へ取組みます。

4 キャリア コンサルティング担当窓口

事業所名	担当部署	担当者名	連絡先
本社	-	伊達 三千代	028-624-0665
東京法人研修部	人材部	相内 孝彦	03-5357-7826